

## 特定行政庁が指定する区域

建築基準法（昭和25年法律第201号）第56条第1項第二号柱書中の括弧書の規定に基づき建築物の各部分の高さの限度について、特定行政庁の指定により下表に掲げる数値が適用される区域を次のとおり指定する。

区域	面積	指定による数値
九段南一丁目地内	約2.3ha	適用の除外



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号) MMT 利許第05-K102-1号 (承認番号) 5都市基交都第51号、令和5年11月14日 (承認番号) 5都市基街都第233号、令和5年11月7日